

穴水町農林業者物価高騰対策支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、肥料や燃料等の価格高騰に伴い影響を受ける、町内農林業者の負担軽減と経営の安定化を図るために補助金を交付することについて、穴水町補助金交付規則（平成9年穴水町規則第9号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者は、町内に住所（農業法人にあっては本社又は主たる事業所の所在地）を有する農林業者（畜産含む）及び農業法人とし、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

- (1) 令和7年分所得税確定申告又は令和8年度（令和7年分）町県民税申告（法人にあっては、交付申請を行う直前の事業年度における税申告とする。以下同じ。）をした者のうち、農業所得がある者。
- (2) 令和8年産農畜林産物の作付け又は飼養を行っていること。
- (3) 町税及びその他納付金を滞納していないこと。
- (4) 穴水町暴力団排除条例（平成23年穴水町条例第13号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員若しくはこれらと密接な関係を有している者でないこと。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、令和7年分所得税確定申告（又は令和8年度（令和7年分）町県民税申告）における農業収入金額のうちの販売金額又は経費のうち、肥料費、飼料費、種苗費及び動力光熱費の合計金額（法人にあっては、売上のうち、農業に係る販売金額又は、肥料費、飼料費、種苗費及び動力光熱費に相当する額の合計金額）に応じて、別表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げる計算により算出される額とし、上限は10万円とする。

2 前項の補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、穴水町農林業者物価高騰対策支援事業補助金申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる必要書類を添付して、町長に申請しなければならない。

- (1) 令和7年分所得税確定申告書類（又は令和8年度（令和7年分）町県民税申告書類）の収支内訳書（農業所得用）又は青色申告決算書（農業所得用）の写し（法人にあっては、売上のうち、農業に係る販売金額及び肥料費、飼料費及び動力光熱費に相当する額が分かる書類）
- (2) その他町長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第5条 町長は前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容について審査し、補助金の交付を決定したときは、穴水町農林業者物価高騰対策支援事業補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、交付しないものと決定したときは、穴水町農林業者物価高騰対策支援事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 前条の規定による交付決定を行った後、申請書の不備による振込不能などがあり、町長が確認等に務めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請者の責に帰すべき事由により振込ができなかったときは、当該申請を取り下げられたものとみなす。

(補助金の返還)

第7条 補助金の交付を受けた申請者が、偽りその他不正の行為等によって補助金の交付を受けたと認められる時は、当該補助金の全部又は一部を返還しなければならない。この場合において、町長は、穴水町農林業者物価高騰対策支援事業補助金返還通知書(様式第4号)により期限を定め、申請者に通知するものとする。

(書類の整備)

第8条 申請者は、本補助金に関する書類等を整備し、当該補助金の交付を受けた日が属する会計年度の翌会計年度から起算して5年間保管しなければならない。

2 申請者は、町長から前項の書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は公布の日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第3条関係）

区分	補助額
収入金額のうち販売金額が100万円未満 または、経費のうち、肥料費、飼料費、種苗 費、動力燃料費の合計が25万円未満のど ちらかに該当するもの	15,000円
収入金額のうち販売金額が100万円以上 500万円未満かつ、経費のうち、肥料費、 飼料費、種苗費、動力燃料費の合計が25 万円以上のもの	15,000円＋（販売金額－100万円） ×0.01
収入金額のうち販売金額が500万円以上 かつ、経費のうち、肥料費、飼料費、種苗費、 動力燃料費の合計が50万円以上のもの	55,000円＋（販売金額－500万円） ×0.01 （ただし、上限は10万円とする）